

枚方市条例第 24 号

枚方市附属機関条例の一部を改正する条例

枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の表障害者地域生活支援事業者選定審査会の項の次に次のように加える。

スケートボードパーク整備事業者選定審査会	スケートボードパークの整備を行う事業者の選定に関する審査	5 人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 経理に関する専門的知識を有する者 (3) 関係団体を代表する者	答申の日まで
----------------------	------------------------------	-------	---	--------

別表 1 の表枚方市公共施設への電力供給等業務事業者選定審査会の項を削る。

附 則〔令和7年6月17日公布〕
この条例は、公布の日から施行する。